

心身障害者(身体障害・知的障害) 福祉を利用するには

★介護保険制度以外の障害者福祉サービスについては、下記へお問い合わせください。

障害者福祉課 障害者相談係 ☎ 5608-6165 ☎ 5608-6166 ☎ 5608-1304 FAX 5608-6423 ※障害者基幹相談支援センター ☎ 5608-1596	<p>身体に障害のある方及び知的に障害のある方の各種相談に応じています。</p> <p>①身体障害者手帳の申請等・愛の手帳(療育手帳)の相談等 ②補装具費・日常生活用具等の給付 ③住宅設備改善 ④障害者施設利用・入所の相談・申請等 ⑤交通機関の割引等 ⑥緊急一時介護等の相談 ⑦障害のある方へのサービスに関する申請・利用相談等 ⑧障害のある方の権利擁護に関すること*</p>
---	--

障害者福祉課 障害者給付係 ☎ 5608-6163 FAX 5608-6423	<p>身体障害者手帳及び愛の手帳(療育手帳)の交付を受けた方に、障害の等級や所得に応じて、各種サービスを行っています。</p> <p>①特別障害者手当(国制度)の支給 ②紙おむつの支給 ③福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券の交付 ④リフト付福祉タクシー ⑤緊急一時介護費用の助成 ⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣</p>
--	---